

大和市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第16号

大和市都市公園条例の一部を改正する条例

大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（引地台温水プールの供用時間に関する暫定措置）

- 2 第38条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項第2号イ中「午後8時」とあるのは「午後6時」とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。